

報 告 書

- (2) 生活保護費返徴収金の未収金 (13,007,388円) 及び看護婦等修学資金貸付金の未収金 (1,350,000円) について、引き続きその解消に努めること。
(医務福祉課)
- (3) 未熟児童育費負担金の未収金 (1,170,119円) について、引き続きその解消に努めること。
(健康増進課)
- (4) 介護老人保健施設開設許可手数料及び同変更許可手数料の納付時期については、熊本県手数料条例第3条により、申請時とされているが、事後に納入通知書により納付されている。
(高齢保健福祉課)
- (5) 児童扶養手当返納金の未収金 (18,613,430円)、母子寡婦福祉資金貸付金の未収金 (40,901,107円) 及び児童保護費負担金の未収金 (23,214,150円) について、引き続きその解消に努めること。
(児童家庭課)
- (6) 知的障害者保護費負担金の未収金 (7,106,284円)、精神障害者措置入院費負担金の未収金 (2,166,200円) 及び児童保護費負担金の未収金 (41,411,970円) について、引き続きその解消に努めること。
(障害保健福祉課)
- (7) 旅費の算定において、居住地から直ちに目的地へ出張する場合、居住地からの旅費が勤務公署からの旅費か、いずれか少ない額を支給すべきであるが、算定方法を誤るなどとして、過支給となっているものが34件あった。
(障害保健福祉課)
- 商工観光労働部
- (1) 阿蘇ソフットの村建設について、平成2年度に計画面積26ヘクタールのうち約4分の3を買収した状態で、その後の建設が進んでいない。今後の方針を明確にすること。
(工業振興課)
- (2) 中小企業振興資金貸付金の未収金 (1,963,335,322円) について、引き続きその解消に努めること。
(経営金融課)
- (3) 中小企業従業員住宅使用料の未収金 (17,734,091円) について、その解消に努めること。また、建物の所有権の登記等、債権保全の措置を講じること。
(労働雇用課)
- 農政部
- (1) 農業改良資金貸付金の未収金 (12,060,000円) について、引き続きその解消に努めること
(農業団体金融課)
- (2) 国営土地改良事業直轄負担金の未収金 (100,462,887円) について、

て、引き続きその解消に努めること。

(農地建設課)

林務水産部

- (1) 林業改善資金貸付金の未収金 (1,918,707円) について、引き続きその解消に努めること。
(林業振興課)

- (2) 平成9年度に創設された林業就業促進資金制度については、県が財団法人熊本県林業従事者育成基金に対して、900万円を貸し付けており、同法人はこれを原資として就業者等へ貸し付けることとなっているが、これまで実績が全く上がっていない。今後の方針を検討すること。
(林業振興課)

- (3) 公害防止事業費事業者負担金の未収金 (69,401,228円) について、その解消のための措置を講じること。
(漁港課)

- (4) 漁港施設使用料の未収金 (6,795,253円) について、引き続きその解消に努めること。
(漁港課)

- (5) 工事監督用務のための旅行をしたときは、日額旅費支給規程第2条により、日額旅費とすることが定められているが、普通旅費が支給されていた。
(漁港課)

土木部

- (1) 工事契約違約金の未収金 (5,267,850円) について、その解消に努めること。
(監理課)

- (2) 道路占用料の未収金 (3,351,629円) 及び橋梁破損に係る負担金の未収金 (9,590,000円) について、その解消に努めること。
(道路維持課)

- (3) 河川使用料の未収金 (1,622,912円) について、引き続きその解消に努めること。
(河川課)

- (4) 港湾使用料の未収金 (12,149,489円) について、引き続きその解消に努めること。
(港湾課)

- (5) 県営住宅使用料の未収金 (328,438,990円) について、引き続きその解消に努めること。
(住宅課)

- (6) 改良住宅サンシャイン水前寺の家屋貸付料の未収金 (902,400円) について、その解消に努めること。また、同住宅の店舗部分のうち2店舗が長年わたって空き店舗になっている。
(住宅課)

(7) 地域振興局等における土木部関係の取得用地の登記等事務について、県が登記嘱託員を雇用して業務を処理するとともに、社団法人にも業務を委託して処理しているが、実態は、同一人が嘱託員としての立場と、当該法人の職員としての立場を併せ持ち、しかも、同じ地域振興局等の場所で、同一登記物件に係る業務を処理しており、両者の業務が混在している。
(用地対策課)

教育庁

- (1) 青英資金貸付金の未収金(26,969,722円)について、引き続きその解消に努めること。
(高校教育課)
- (2) 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金の未収金(14,680,630円)について、引き続きその解消に努めること。
(同和教育部)

○ 指導事項

なお、監査時において、補助金関係の事務処理の遅れ、印刷物や用品調達の年度末への集中、使用されていない物品の処分等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。なお、当会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成十三年十二月十四日

人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会会長 淵 田 稔

一 開催日時

平成十三年十二月二十日(木)

午前十時から午後三時まで

二 開催場所

熊本県人吉市西間下町八六の一

熊本県球磨地域振興局二階大会議室

三 議題

1 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(素案)について

2 管内やさしいまちづくり表彰施設視察後意見交換

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得た上で、会議に入ることが出来ます。

2 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本県人吉市寺町十二の一

人吉球磨地区やさしいまちづくり推進協議会事務局

(熊本県球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課、人吉保健所内)

(電話〇九六六―二一三―一〇七)

正 誤

平成十三年十二月三日熊本県告示第九百九号(保安林の指定に関する予定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

2	2	ページ
下	下	段
二六	一七	行
「次のおお り」は、省略し、その図面及 び関係書類を	字北山二八五三の一（次の図 に示す部分に限る。）	正
「次のおお り」は、省略し、その関係書類を	字北山二八五三の一	誤

平成十三年十二月十四日
熊本市印刷所
発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社
電話代〇九六二八六三三番社八



古紙配合率100%